９．廃棄物

（１）分別及び収集運搬

亀山市では、家庭系ごみについては、下表のとおり収集を実施しています。また、これらは市の処理施設に直接搬入することもできます。

店舗及び事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設に直接搬入することになっています。なお、一般廃棄物と合わせて処理することが可能な産業廃棄物については、許可を受けたのち、同様に直接搬入できることとなっています。

表９－１　ごみの収集品目及び収集方法

収集品目	①一般ごみ（溶融するごみ） ・台所ごみ　・紙くず類　・紙類　・ゴム、プラスチック類　・革製品　・容器類 ・ガラス、食器類　・草木類　・衣類　・毛糸類 ②破砕粗大ごみ ・家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコンを除く。） ・金属類　・家具類　・缶類　・陶磁器類　・布団、カーテン、じゅうたん類 ・危険ごみ（スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライター） ・有害ごみ（鏡、蛍光管、体温計、水銀電池） ③資源ごみ イ．可燃系資源 ・新聞　・ダンボール　・雑誌（パンフレット、本含む）　・古布 ・飲料用紙パック ロ．不燃系資源 ・飲料用缶（アルミ、スチール）　・茶色びん　・無色透明びん ・リターナブルびん（一升びん、ビールびん（大、中））
拠点回収	・ペットボトル　（市内各小学校、総合環境ｾﾝﾀｰ、関支所、加太出張所、北部 ・白色トレイ　ふれ合い交流ｾﾝﾀｰ、鈴鹿馬子唄会館に回収袋を設置）
体制	直営＋委託
集積所	約６００箇所（設置基準：４０世帯以上）
備考	※直接搬入ごみ（収集しないごみ） ・事業活動に伴い発生するごみ ・引越し、剪定などで発生する多量のごみ ・個人による小屋の解体等で発生する建築廃材等 ・産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できるもの） ・その他（バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、原付バイク、農機具） ※高齢者（65 歳以上）のみの世帯で、市内に親族がいないため、粗大ごみを運搬できない方を対象に、粗大ごみの無料訪問収集を実施。

（２）処理方法

亀山市内にて排出される一般廃棄物の内、一般ごみ及び破砕粗大ごみは亀山市総合環境センターで処理しています。破砕粗大ごみについては破砕し、資源を回収した後に溶融処理しています。資源物については市においてリサイクル業者に処理を委託しています。

最終処分については、亀山市総合環境センターより発生する埋立対象物は溶融飛灰のみで、これ以外はスラグやメタルとなり資源化されています。

また、亀山市では、昭和４２年以降埋め立てられてきたごみを掘り起こし、篩処理後に溶融処理することにより、無害化を行うと共に、最終処分場の再生を行う事業を平成１２年度から進めています（処理実績：平成 12 年度 1,948ｔ、平成 13 年度 800ｔ、平成 14 年度 153ｔ、平成 15 年度 1,077ｔ、平成 16 年度 1,852ｔ）。

表９－２　ごみ処理施設の概要

名称		亀山総合環境センター
焼却施設（溶融炉）		処理方式：直接溶融・資源化システム 処理能力：80t／24h(40t／24h×２炉)
排ガス対策		
ばいじん量	0.02g／Nm^3以下	(参考) 大気汚染防止法規制値(換算値) SOx　2,500ppm(K値 17.5) HCl　430ppm NOx　250ppm ダイオキシン類の排出基準 5ng-TEQ／Nm^3
硫黄酸化物(SOx)	50ppm 以下	
塩化水素(HCl)	50ppm 以下	
窒素酸化物(NOx)	50ppm 以下	
一酸化炭素(CO)	30ppm 以下 (４時間半平均)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ／Nm^3以下	

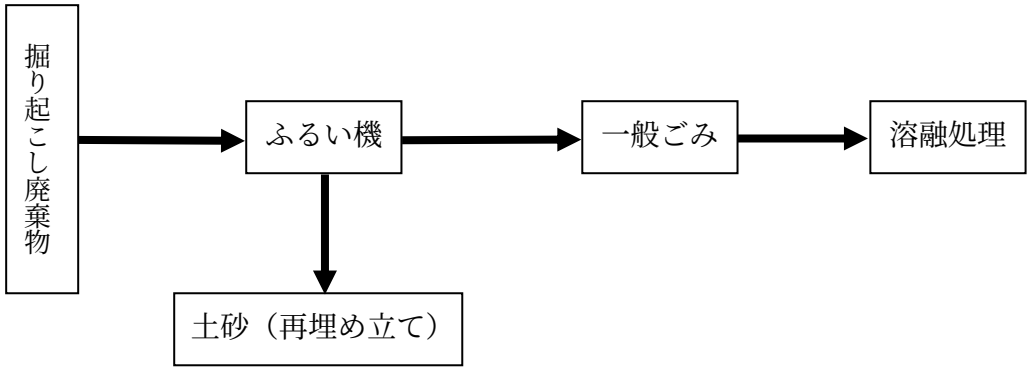

図９－１　掘り起こしごみ処理フロー図

（３）ごみ排出量（一般廃棄物）

ごみの年間排出量は緩やかに増加する傾向が見られましたが、平成１６年度は僅かに減少しています。一人１日当たりごみ排出量についても同様の傾向が見られます。

平成１６年度におけるごみ排出量の内訳を見ると、事業系ごみは約３割程度であり大部分が生活系ごみであることが分かります。種類別に見ると、約７０％が一般ごみとなっており、資源ごみは約１６％となっています。

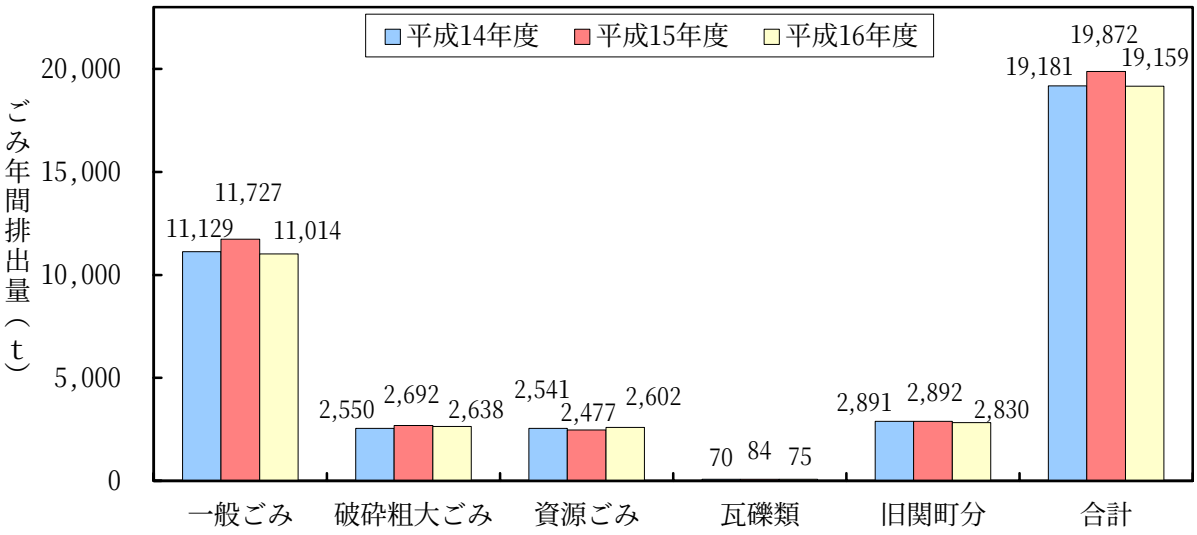

図９－２　ごみ排出量の推移

※旧市町合算数値

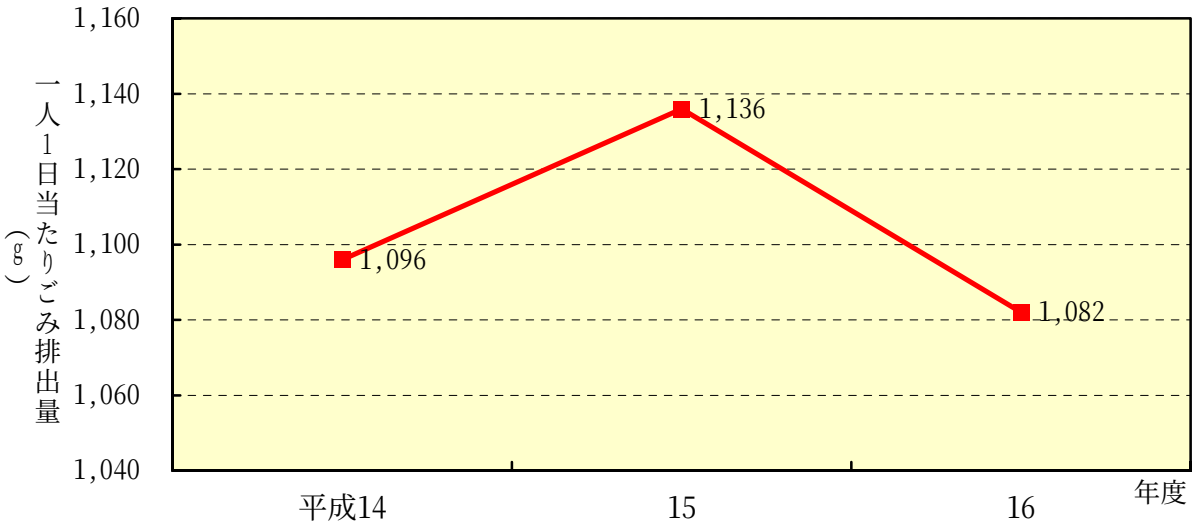

図９－３　一人１日当たりごみ排出量

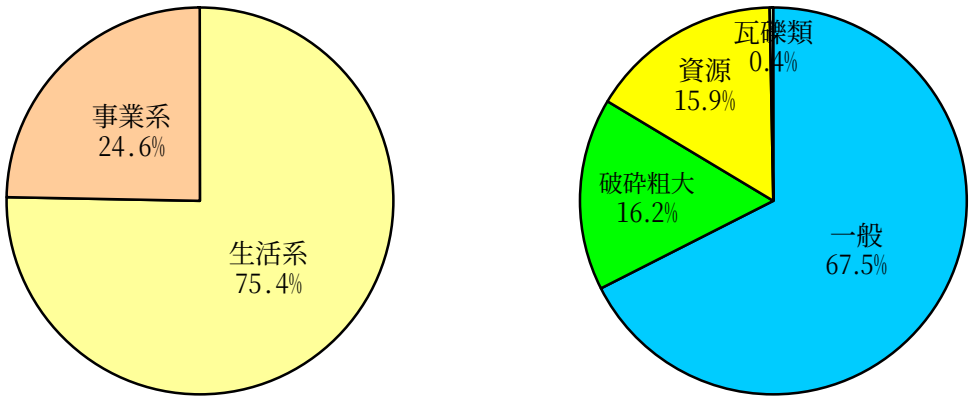

排出形態別　　種類別

図９－４　排出ごみの内訳（平成１６年度）

※旧亀山市分のみ

（４）ごみの減量化・資源化

①　ごみ資源化量

ごみの年間資源化量は近年緩やかに増加しており、平成１６年度は一般廃棄物総排出量の４２％が資源化されています（平成 14 年度 36%、平成 15 年度 40%）。

平成１６年度におけるごみ資源化量の内訳を種類別に見ると、５３％が溶融スラグ・メタル、刈り草コンポストなどとなっており、次いで紙類が３５％を占めています。

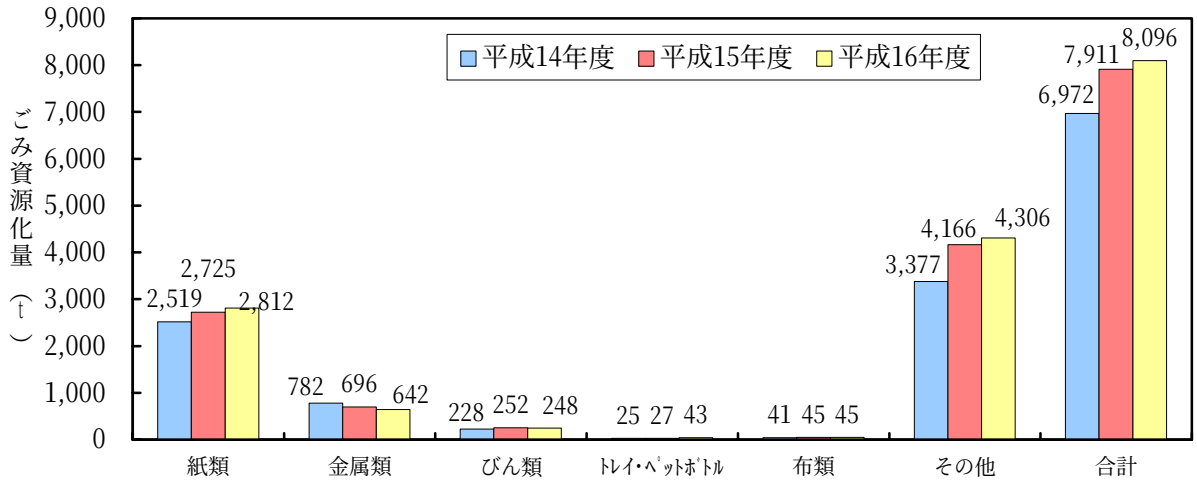

図９－５　ごみ資源化量の推移

金属類：金属くず、缶類

その他：スラグ、メタル、コンポスト、コンクリートくず

② ごみ減量化・資源化施策

亀山市では、ごみの減量化・資源化のために下表のような施策を実施しています。

表９－３　ごみ減量化・資源化のための施策

種　　類	内　　容
生ごみ処理容器購入費補助	生ごみの減量化を図るため、ボカシ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付。
草の堆肥化	公有地の除草業務で発生した草や一般廃棄物として搬入された草を堆肥化し、公共施設での利用、市民への無料配布を行う。
レジ袋削減活動	一般廃棄物の減量と環境保全を推進する。
集団回収奨励金	住民団体が行う古紙類、布類、金属類、びん類、ペットボトル、白色トレイの資源回収に対して奨励金を交付。奨励金は、５円/kg。 奨励金以外に結成助成金、回収量に応じて特別報奨金も交付。
リサイクルイベントの開催	リサイクル及び環境美化への意識の高揚及び環境美化への理解を図る。

（５）ごみ溶融処理コスト

ごみの年間溶融処理量は近年２０,０００ｔ前後となっており、１ｔ当たりのごみ溶融処理コストは概ねほぼ横ばいとなっています。

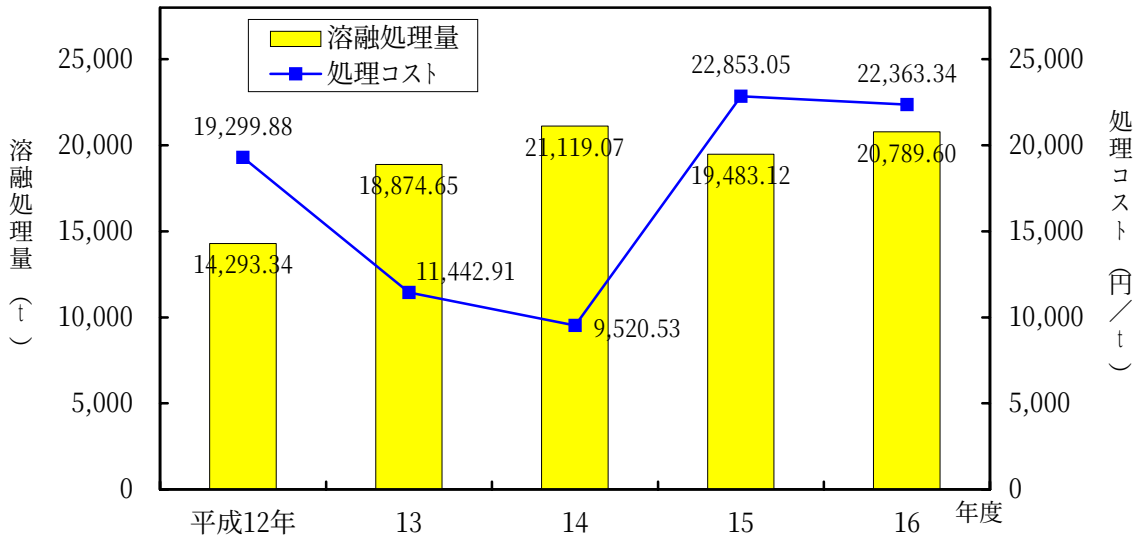

図９－６　年度別ごみ溶融処理コスト

（６）生ごみ処理機購入費補助

亀山市では、各家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥としての資源化を目的として、平成５年より生ゴミ処理容器等の購入者に対して補助金を交付しています。

補助額は、容器購入額の２分の１（上限 25,000 円）で、補助実績は以下のとおりです。

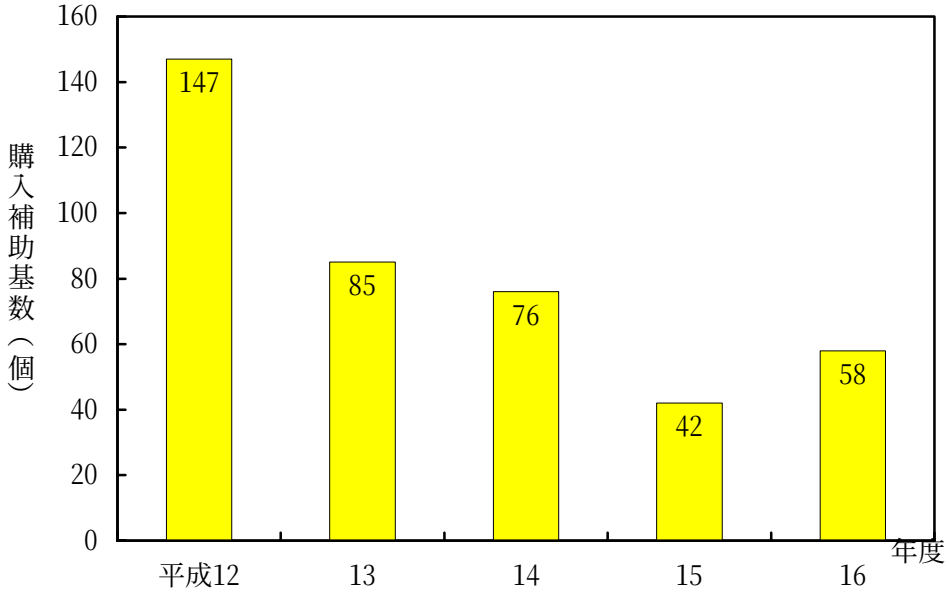

図９－７　生ごみ処理機購入補助実績

注：数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計。
※12～15 年度は旧亀山市分のみ、16 年度は旧市町合算数値

（７）集団回収奨励金

亀山市では、自主的に資源の集団回収活動を実施する子供会、ＰＴＡ、自治会、婦人会等住民団体に対して奨励金を交付しています。この制度は、地域の清掃思想の普及と活動を奨励するとともに、一般廃棄物を資源として再生利用することにより、ごみの減量化を図ることを目的としています。

亀山市では、平成３年度よりこの制度を実施しており、資源回収物１kg に対し、５円の報奨金を交付しています。

内訳としては、新聞、雑誌、ダンボールなど紙類が９割程度となっています。

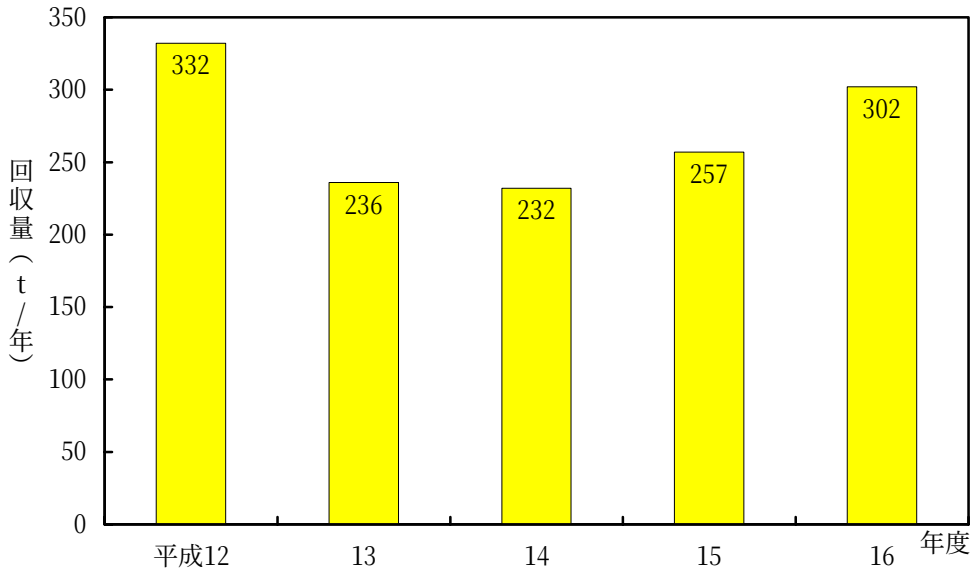

図９－８　集団回収量の推移

※12～15 年度は旧亀山市分のみ、16 年度は旧市町合算数値

亀山市総合環境センターにおける金属類処理

ごみの量を減らすためには「リサイクル」するより先に、そもそもごみを出さないようにすることが大切です。できるだけごみは作らない。無駄なものは買わない、もらわないようにしましょう。